



神奈川県

2023年6月15日発行 第138号

身边にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

通貨表示にご注意! その「¥」表示は本当に日本円?
20倍の価格で請求も!?

相談事例

通販サイトで「¥1,680」の商品を選び、クレジットカード決済で申し込んだ。申込み後、通販サイトから届いた受注確認メールには「¥1,680」と記載されていたが、クレジットカード会社から届いた決済のお知らせメールには「¥32,916」と記載されていた。

改めて通販サイトを確認すると、「サポート」というページに「通貨は中国元人民円です」と記載されていた。

アドバイス

「¥」表示が「日本円（JPY）」なのか、「中国元人民円（CNY）」なのか、通販サイトを隅々まで確認しましょう。

トラブルが多い通販サイトの特徴

- ・「¥」表示が「中国元人民円（CNY）」であることがわかりにくい。
- ・通販サイトに販売業者の名称、住所、電話番号等が表示されていない。
- ・お問合せフォーム等から契約の取消しを主張しても販売業者から返信が無く、代金も返金されない。
- ・通販サイトが閉鎖され、販売業者とは一切連絡が取れなくなる。
- ・販売業者との交渉による解決が困難な場合は、
クレジットカード会社に相談しましょう。
- ・不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、
すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しま
しょう。

円?元?
どっち?

消費生活課 ニヤン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

い や や
局番なし 188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら

食品を購入する前に！

食物アレルギーについて確認しましょう

食品表示は、食品を選ぶときに役立つ表示が書かれており、特に食物アレルギーに関する表示は大事な内容です。

しかし、あらかじめ包装や容器に入れられずに店頭販売される「弁当」や「菓子」のように、食物アレルギーに関する情報の提供の義務のない食品もあり、注意が必要です。

次の注意のポイントを参考にして、食物アレルギーの情報をしっかり確認してください。



注意のポイント

- 食物アレルギーに関する表示がない食品については、購入の際に必要な情報を店舗の責任者や食物アレルギーに詳しい店員等に良く確認することが必要です。
- アレルゲン（食物アレルギーの原因となる抗原）が原材料に含まれていなくても、「うどん」と「そば」を同じ設備で茹でるなど、調理過程で、意図なくアレルゲンが混入する場合があります。
- アレルゲンが含まれているか十分に確認できない場合は、購入しないという判断も必要です。

食物アレルギーのある方に贈り物を考えている方へ

- 食物アレルギーのある方に贈り物をする際には上記のように食物アレルギーの情報を良く確認し、その内容をしっかり伝達するようにしてください。
- 食物アレルギーの情報を確認できない場合は、贈るものを見直すこともあります。



※ 消費者庁の啓発パンフレット「外食・中食を利用するときに気をつけること」を参考に、記事を作成しました。詳しく知りたい方は、消費者庁ホームページで公開されているパンフレットをご覧ください。



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口に相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活）<https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター）https://twitter.com/kanagawa_shouhi

